

就学援助制度の利用についてのお知らせ

市川三郷町では経済的理由により、就学困難な児童及び生徒に対し、学用品費、修学旅行費、学校給食費等の援助をしています。認定については、必要に応じて協力機関の助言を求め認定されます。(申請をされた方が認定されるとは限りません。) それに該当する内容は、次のとおりです。

(1) 要保護児童生徒(生活保護を受けている者)

(2) 準要保護児童生徒

生活保護を受けていたが、停止又は廃止となっている者。

町民税が、非課税又は減免されている者。

個人事業税、固定資産税が減免されている者。

国民年金の掛金の減免、又は猶予されている者。

国民健康保険税の減免、又は猶予されている者。

児童扶養手当を受けている者。

～ 以外の者で失業、休業、災害、病気その他の事情により世帯の収入が少なく、経済的に就学が困難であると教育委員会が認めた者。(申請書の家庭状況欄に希望される理由を詳しく書き、提出してください。

* 支給費目等

学用品費 ・ 新入学学用品費(小・中新1年生) ・ 修学旅行費 ・ 学校給食費 ・ 校外活動費

就学援助の認定に必要な書類の提出について

申請書 兼 世帯票(太枠のみ記入してください。)

児童扶養手当を支給されている方は、児童扶養手当の写し(A4版で金額の分かるもの)を添付してください。

お子様が小・中学校ともに在学している場合は、小・中学校別に提出してください。

* 就学援助費受給希望者は、学級担任を通して 月 日までに学校長へ提出してください。

(注) 税の申告をしてない方は判断ができませんので、必ず申告を済ませておいてください。所得がない方も所得がない旨の申告(町民税の申告)をしてください。

(注) 就学援助制度は、年一回(毎年4月に)更新が必要です。前年度に認定された方でも、新たに申請が必要となります。

以上のとおりですが、詳しいことについては、教育委員会学校教育係にご相談ください。

市川三郷町教育委員会(055-272-6093)

整理番号	児童生徒氏名						
	保護者氏名			前年度就学援助費受給の有無	有 ・ 無		
住所	市川三郷町			地区		組	
家庭状況 (児童生徒及び保護者を含む)	氏名	続柄	生年月日	勤務先及び学校名	学年	病気療養の有無	住宅の形態
		世帯主					1. 持ち家
							2. 借家
* 申請するにあたり、教育委員会で所得証明を公的にとることを承諾します。保護者氏名 印							
【申請の理由】 (該当する番号を で囲んで下さい。)							
要保護児童生徒(生活保護を受けている者) 町民税が非課税又は減免されている者。							
個人事業税、固定資産税が減免されている者 国民年金の掛金の減免、又は猶予がされている者。							
国民健康保険税の減免、又は猶予がされている者。 児童扶養手当を受けている者							
～ 以外の者で失業、休業、災害、病気その他の事情により世帯の収入が少なく、経済的に就学が困難であると認めた者。							
どの理由の場合も家庭状況欄は具体的に必ず記入をお願いいたします。							
(以下については、学校において記入して下さい。)							
就学援助を必要と認める学校長の意見(該当事項に 印)							
1. 保護者の職業が不安定で生活状態が苦しい。 2. 保護者の収入が少なく経済的に苦しい。							
3. 母子・父子家庭で収入が少なく経済的に苦しい。 4. 学校徴収金が滞りがちである。							
5. その他(具体的に記入のこと)							
上記の者を就学援助を必要とする児童生徒として報告します。							
平成 年 月 日							
市川三郷町教育委員会 殿				市川三郷町立 学校長 印			
世帯についての民生委員の所見							
上記のような状態であり 準要保護 児童生徒として認定が必要と認め意見書を提出します。							
該当しない							
平成 年 月 日							
市川三郷町教育委員会 殿				地区担当民生委員 印			
市川三郷町立 学校長 殿				平成 年 月 日			
認定 不認定				市川三郷町教育委員会 印			
認定期間 平成 年 月 ~ 平成 年 月							

切
り
取
り
線